

協働の指針



令和4年3月

山形県新庄市

< 目 次 >

1	協働までのステップ～協働は方法であって目的ではない～	1
2	協働ってなに？	3
3	協働はなぜ必要なの？	3
	(1) 地方分権の進展と魅力あるまちづくり	
	(2) 市民ニーズの多様化と公共の拡大	
	(3) 新しい公共と住民自治の充実	
	(4) 行財政運営の変革	
4	協働を行うってどんな人？どんなグループ？どんな事するの？	4
	(1) 市民	
	(2) コミュニティ	
	(3) 事業者	
	(4) 行政	
5	協働をするとどんないいことがあるの？	5
	(1) 市民にとってのメリット	
	(2) 行政にとってのメリット	
	(3) 双方にとってのメリット	
6	協働をするとき、何に気を付けなければいけないの？	7
	(1) 目的の共有	
	(2) 対等な関係	
	(3) 役割の分担	
	(4) 相互の理解	
	(5) 情報の共有	
7	協働のかたちってあるの？	8
	まとめ	11

Ⅰ 協働までのステップ～協働は方法であって目的ではない～

スタート

地域の除雪、健康の増進、地区の防災などの活動をしたいけれど、これって地域や市民のためにもなるよね。もしかしたら市と協力できるかもしれない
そこで、下記の項目をチェック

- ①自分たち(市民、コミュニティ)だけで出来るか自信がない
- ②行政と協力した方が効果的によいことが出来そう
- ③「まちづくり」に積極的に参加していきたい

全て当てはまれば **A**へ
一つでも当てはまらない項目があれば **B**へ

A いざ、協働事業へ

(市民と行政のコラボレーション事業)

ステップⅠ 協働につながるポイントを確認しよう

- ①自分たち(市民、コミュニティ)の能力・特性を發揮できるか?
- ②協力した場合に自分たちのメリットがデメリットより大きいのか?
- ③協力して実施した場合、市民満足度が向上するか?
- ④行政の市民ニーズへ対応するベクトルと同じ方向か?

全て当てはまれば **ステップⅡ**へ
一つでも当てはまらないポイントがあれば **B**へ

B いざ、自己活動または市の事業へ

市民、コミュニティの活動
・市民の責任と自発性により、市民、コミュニティで行った方が良い活動

市の事業
・市の責任と主体性により、市で行った方が良い事業

ステップ2 相談・打合せをしよう

- ・事前に特定の分野と関わる事業であれば、担当する課へ相談
例：地域の一斉除排雪⇒都市整備課へ、生活習慣病予防の献立作り⇒健康課へ、
不法投棄防止⇒環境課へ、観光資源を活用したコンテンツ作成⇒商工観光課へ、
通学路の見守り⇒学校教育課へ、コロナ禍の成人式の開催⇒社会教育課へ

- ・どこが担当課か分からない、または複数の課にまたがる分野の事業の場合
⇒総合政策課へ

次に**ステップ3**へ

ステップ3 協働の「かたち」を検討しよう

- ・事業が効果的に実施できる協働の「かたち」を選ぼう
市民主体のかたち⇒8Pへ
市民と行政が協力しあうかたち⇒9Pへ
行政主体のかたち⇒10Pへ

(8P～10P参照)

次に**ステップ4**へ

ステップ4 市民・行政が心掛けるべきことは何か

市民、コミュニティ

- ・活動実績や収支の決算状況を整理し、明確な実績をもって事業遂行能力を示す
- ・事業において、前例踏襲ではなく新たな発想で提案する

行政

- ・パートナー選考において、適切な基準・方法を設定し、選考過程の透明性確保を図る
- ・パートナーの意見を柔軟に事業内容へ取り入れる姿勢を持つ

次に**ステップ5**へ

ゴール

事業完了

- ・協働事業についての相互評価
⇒次の事業へのフィードバック



ステップ5 いざ実践

- ・心掛けることは何か
(7P参照)

ゴールへ

まちづくりのための協働の指針

2 協働ってなに？



市民・事業者・行政などが、共通の課題解決や目的達成のために、対等な立場で責任を分担して協力することです。

3 協働はなぜ必要なの？

(1) 地方分権の進展と魅力あるまちづくり

平成12年に施行された国と地方の役割分担を明確にした地方分権一括法により、「地域としての自主性を高め、地域の個性を生かしたまちづくりを地域が主体的に進めていく」ことが求められ、市民と行政がともに支え合いながら※まちづくりを推進する仕組みが必要となっています。

(2) 市民ニーズの多様化と公共の拡大

都市と地方の格差拡大、少子・超高齢化、情報化の進展、環境や食に対する問題など、社会を取り巻く情勢が変化し市民ニーズは多様化・複雑化しています。

このことから、求められる公共の範囲はこれまでより拡大しており、「市民が主役のまちづくりをどのように実現していくか」が、重要な課題となっています。



豪雪時の排雪作業

※まちづくり

「まち」をより良くする取り組み。市民が幸せを感じられる「まち」にするための取り組み。

(3) 新しい公共と住民自治の充実

従来、公共はもっぱら行政が担ってきましたが、近年は地域が抱える課題を自ら解決しようとする町内会や※NPO、ボランティア団体など、多様な地域活動団体が増えています。

今後も市民が主役のまちづくりを進めていくには、地域での「支え合い・助け合い」が大切で、市民の自治意識の高まりに期待しつつ、市民と行政が協働して地域の課題解決に取り組むという仕組みづくりが重要となっています。

(4) 行財政運営の変革

行政として必要な行政サービスを維持し、安定した行財政基盤を確立していくため行財政改革を進めてきましたが、これまで以上に行政と市民が対等な立場でそれぞれの持つ力を発揮し、地域行政への転換を目指していくことが必要となっています。

4 協働を行うってどんな人？どんなグループ？どんな事するの？

(1) 市民

市内に住む人や市内で働く人、学ぶ人。

行　　う　　事：地域社会の一員として自らができる事を考え、公共的な活動に参加する。



(2) コミュニティ（各種共同体）

①地域住民組織：地域住民が生活している場所に関する団体。

(例) 町内会、婦人会、PTA、自主防災組織など

行　　う　　事：市民相互の信頼のもと、地域内に組織され地域を支える活動をする。



地域による一斉清掃

※NPO（特定非営利活動組織）

(Non Profit Organization)

継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

- ②市民活動団体：専門のテーマを持ち、地域を越え自発的に公共性のある活動を行う団体。

(例) NPO、ボランティア団体、各種文化・スポーツ団体など

行　　う　　事：対話を重んじた運営を行い、広く市民に認知されるように努め、他団体とのネットワークを築きながら活動をする。

(3) 事業者

市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体（企業や大学など）

行　　う　　事：地域社会の一員として、積極的に地域活性化に努め、地域活動への資金・技術の提供などの支援活動を行う。

(4) 行政

市及び県など

行　　う　　事：協働の推進を図るため、必要な情報の提供を行い、市民やコミュニティ、事業者の自主性を尊重しながら多くの市民が参加できる仕組みを構築する。



5 協働をするとどんないいことがあるの？

(1) 市民にとってのメリット

- ① 自分たちに合ったきめ細やかな公共サービスを生み出し、満足度が向上する契機となります。
- ② 協働事業に参加し市政への参画の機会が増え、主体的にまちづくりに関わることで「自分たちのまちは自分たちがつくる」という意識が醸成され、地域の活性化が促進されます。
- ③ 多様な知識や経験を持つ市民の活動の場が広がり、連帯感の構築が期待されます。
- ④ 市民活動団体にとっては団体の理念を効果的に実現でき、活動に対する住民の関心を高める可能性があります。
- ⑤ 企業などにとっては地域との結びつきが強化され、社会的な信頼を高めることにつながります。

(2) 行政にとってのメリット

- ① 地域コミュニティの地域性、NPOなどの柔軟性、企業や大学などの高度な専門性など、それぞれの特性を生かすことで、市民ニーズに沿った効果的な公共サービスの提供ができます。また、職員がそれらに直接触れることで職員の意識改革や資質向上につながり、行政課題が補完され、多様な市民ニーズへの対応と地域課題の解決が図れます。
- ② 市民との協働を意識し推進していくことで、より市民目線で事業のあり方や組織のあり方などの見直しにつながり、行政の効率化を図ることが可能になります。また、よりよい公共サービスを実現するための担い手の確保も進み、行政自体の改革も推進できます。

(3) 双方にとってのメリット

- ① 市民と行政が互いに得意分野を活かすことで、より質の高い、きめ細やかな市民本位の公共サービスを生み出すきっかけとなります。
- ② 市民と行政がよりよいまちづくりを目指して地域課題の解決に関わることで、自治意識や主体的問題解決力を高め、「自立型地域社会」の構築につながります。
- ③ 市民と行政の距離が縮まり、「市民が主役のまちづくり」の意識醸成の一助となります。



6 協働をするとき、何に気を付けなければいけないの？

(1) 目的の共有

地域の課題を解決するためには、互いに課題を明確にして何をすべきかを話し合い、いつまでにどれだけの成果をあげなければならないのかといった目標を定めて事業展開を図りましょう。

また、共有した目的を達したときや社会情勢が変化したときは、協働の関係を解消したり再構築しましょう。

(2) 対等な関係

互いの立場や能力が違って、考え方が尊重される対等な関係であることを意識していきましょう。

(3) 役割の分担

果たすべき役割や責任を明確にしておくことが大切です。物品、労働力、技術など協働に必要な資源の負担については、話し合いの中で役割分担や負担割合を決定しましょう。

(4) 相互の理解



互いの役割に基づく活動が自己責任のもとで行われていることを理解し、その自立性を尊重しましょう。

(5) 情報の共有


互いに持っている情報を積極的に共有することで信頼関係を強化し、その取り組みについて、透明性の確保を図りましょう。



7 協働のかたちってあるの？

分類	かたち	内 容	メリット
市民主体のかたち	後援	<p>市民が行う公益性の高い事業について、行政が後援名義の使用を承認して支援する。</p> <p>（単純に後援名義の承認を行うだけでなく、協働の趣旨と複合的に合致する事業に限る）</p> <p>※短期的協働関係に多いかたち</p>	<p>行政が市民の実施する事業に後援することで、事業に対する理解や社会的信頼を高めることが期待できる。</p>
	補助・助成	<p>市民が主体的に行う、地域課題の解決を図るための公共性の高い活動について、行政として財政的な支援を行う。</p> <p>市民は、市民ニーズに則したサービスを提供する公益性のある活動を行う。</p> <p>（特定の産業や自己のためだけに活用されるものは除く。）</p> <p><u>例：地域づくり推進交付金</u> <u>自主防災組織への補助事業</u> <u>公民館整備補助事業</u></p> <p>※短期的協働関係に多いかたち</p>	<p>事業の実施主体である市民の自主性を尊重しながら、市民ニーズに応じた事業展開ができる。</p> <p>公民館整備補助事業</p> 
	事業協力・協定	<p>市民が主体となり、互いに目標や役割分担などを取り決め、一定の期間、協力して事業を実施する。（行政の所有施設や資材・人材などを提供することも含む。）</p> <p>※長期的協働関係に多いかたち</p>	<p>話し合いの機会が増えることで信頼関係を構築することができ、互いの得意分野を活かすことが出来るなどの相乗効果が生まれる。</p> <p>丸仏環境整備</p> 

分類	かたち	内 容	メリット
市民と行政が協力しあうかたち	共催	<p>市民と行政が責任を分担しながら、共同でひとつの事業を行う。</p> <p>※短期的協働関係に多いかたち</p>	<p>お互いが同じ立場で、企画段階から話し合いを重ね、責任分担を明確にし、事業を実施できる。</p>
	情報交換・情報提供	<p>情報紙の発行やワークショップ、市民会議などの開催により、市民と行政がそれぞれ持つ情報の提供や情報交換を行う。</p> <p><u>例：区長と市長のまちづくり会議</u> <u>地域担当職員制度</u> <u>LINEやInstagram、Twitter</u> <u>などの SNS の活用</u></p> <p>※長期的協働関係に多いかたち</p>	<p>市民と行政の情報共有が活発になり、広い範囲で専門的に高度な情報が収集できる。</p> <p>地域の課題や市民の声が的確に把握できるとともに、お互いの事業内容を充実させることができる。</p> <p><u>区長と市長のまちづくり会議</u></p> 
	実行委員会・協議会など	<p>市民と行政が構成員となって新たな実施団体をつくり、企画・運営・総括まで一貫した事業を行う。 (企画段階から十分に協議を重ね、情報を共有するとともに、経費負担や役割分担などを明確にしておく必要がある。)</p> <p><u>例：味覚まつり</u> <u>そばまつり</u> <u>エコロジーガーデン交流拡大プロジェクト</u></p> <p>※長期的協働関係に多いかたち</p>	<p>ひとつの団体や組織として緊密な連携のもとで事業展開ができる。</p> <p><u>そばまつり</u></p> 

分類	かたち	内 容	メリット
行政主体のかたち	協働委託	<p>通常の委託契約とは違い、互いに目的を共有できる公共サービスを市民に全部または一部を委託する方法。</p> <p>計画段階から意見交換を行い、市民が持っている特性を生かし、きめ細やかなサービスの提供を行う。</p> <p>(公園などでの環境美化のためのボランティア委託も含む。)</p> <p><u>例：市民活動交流広場「ぷらっと」の運営</u></p> <p>※長期的協働関係に多いかたち</p>	<p>市民の柔軟な発想や専門的な知識・技術を活かした公共サービスができ、内容の充実につながる。</p> <p><u>食品トレーリサイクルシステム</u> (新庄・もがみ方式)</p> 
	企画・計立案への参画	<p>行政が事業の企画や計立案の立案をする際に、市民と意見や情報を交換したり、提案を求めたりするもの。</p> <p>審議会・委員会などの委員(公募市民枠のない法令に基づく機関や委員は除く)としての参画もある。</p> <p><u>例：まちづくりミーティング</u> <u>市民アンケート</u> <u>パブリックコメント</u></p> <p>※短期的協働関係に多いかたち</p>	<p>市民の考えや思いを施策に反映することができ、新たに始める事だけでなく、これまでの事業の検証作業も可能。</p> <p>市民の市政参画意識の醸成につながる。</p>
	事業協力・協定	<p>行政が主体となり、互いに目標や役割分担などを取り決め、一定の期間、協力して事業を実施する。(災害時の事業者からの協力・協定などの市民の所有施設や資材・人材の提供も含む。)</p> <p>※長期的協働関係に多いかたち</p>	<p>話し合いの機会が増えることで信頼関係を構築することができ、互いの得意分野を活かすことが出来るなどの相乗効果が生まれる。</p>

ま と め

近年、行政だけでは対応できない課題が増えてきていることや、新たな志しを持ったグループが活躍していることから、協働という考えが必要になってきています。

例えば、高齢化が進み、高齢者の一人暮らしの世帯も増えている中で、行政が一人ひとり見て回るといった事は困難です。このような課題への細やかな対応は、地域住民のみなさまの力が不可欠です。

市民・地域コミュニティ・行政が「自分たちのまちは自分たちがつくる」という意識をより一層強く持つことにより、協働の推進が図られます。協働推進の中で、コミュニケーションを通じて互いに理解し、どう信頼関係を築いていくかが大変重要です。

協働のかたちは様々ありますが、かたちにとらわれず市民や地域コミュニティが「自分たちのまち」のために、考え、行動を起こし、互いにコミュニケーションを図りながら、同じ方向に動き出すことが結果として「協働」になります。

実行委員会形式の協働事業『kitokitoMARCHE』



協働の指針

発行年月 2022（令和4）年3月

発行 新庄市

編集 新庄市市民協働推進委員会
新庄市職員協働推進委員会

事務局 新庄市総合政策課 広報・地域づくり推進室